

2019.5.17 毎日

ビキニ「労災」不認定で公開審理

救済へ 船員保険適用を

公開審理に臨む元船員側の代理人ら＝東京都千代田区の社会保険審査会で



2019.5.17 毎日

1954年に米国が太平洋・ビキニ環礁付近で実施した水爆実験を巡り、周辺海域で操業していた元船員や遺族らが申請した船員保険の適用による事実上の「労災認定」が不認定となったため、その取り消しを求めて手続きが取られた再審査請求の公開審理が16日、社会保険審査会（東京都千代田区）であった。出席した元船員側の代理人らは「救済のための道を早く開いてほしい」と訴え、船員保険を適用するよう求めた。

【松原由佳】

公開審理は今回のみ。不認定とした全国健康この日は、元船員や遺族 保険協会船員保険部が、らの代理人7人が審理 元船員や遺族への聞きに臨んだ。代理人で社会 取りを一切行わなかった保険労務士の色部祐さん（76）は、「労災認定」を侵害する行為。元船

遺族ら再審査請求

員らの思いに耳を傾け、審査に生かすべきだ」と訴えた。一方、協会側は元船員側から資料を得ていたことなどを理由に、「聞き取りは必要ないと判断した」と説明した。

ビキニ水爆実験は54年3～5月に計6回実施され、多数の日本船が被災した。その中には多くの関係者がいたとされる。2016年2月、元船員らは漁船に乗り、その後がんなどを発症したとして、全国健康保険協会船員保険部に事実

上の労災認定を集団申請。しかし協会は17年12月、「放射線による健康影響が現れる程度の被ばくがあったことを示す結果は確認できなかった」とする有識者会議の報告書を受け、不認定を通知した。

元船員らは決定を不服として、厚生労働省関東信越厚生局へ審査請求したが棄却され、18年9月、社会保険審査会に再審査請求をしていた。

公開審理の後で開かれた記者会見で、代理人を務めた太平洋核被災支援センター事務局長の山下正寿さん（74）は「きちんとした調査を行う姿勢を示し、認定してほしい」と述べた。

2019.5.17 高知

(第3種郵便物認可)

高

知

ビキニ労災で公開審理

厚労省審査会 船員側「公正な判断を」

2019.5.17 高知

1954年に米国が太平洋・ビキニ環礁で行った水爆実験で被ばくしたとして、県内の元船員ら10人と宮城県

の元船員の計11人が、事実上の労災認定に当たる船員保険の支給を求めている問題で、厚生労働省の社会保険審査会による公開審理が16日開かれ、元船員の

代理人が「審査の在り方に問題がある。公正な判断を」と訴えた。元船員らは2016年、医療費や遺族一時金を求め全国健康保険協会（東京）に船員保険適用を申請。認定されなかったため、厚労省関東信越厚生局（さいたま市）に審査を請求した。同局は昨年7月、被ばくによる健康

面の影響は「因果関係が認められない」とし、労相が指名した参与も

代理人が「審査の在り方に問題がある。公正な判断を」と訴えた。

元船員らは2016年、医療費や遺族一時金を求め全国健康保険協会（東京）に船員保険適用を申請。認定されなかったため、厚労省関東信越厚生局（さいたま市）に審査を請求した。同局は昨年7月、被ばくによる健康

面の影響は「因果関係が認められない」とし、労相が指名した参与も



ビキニ被ばくの労災申請で開かれた公開審理。社会保険審査会の委員（右の2人）が元船員側の代理人らの意見を聞いた（16日午後、東京・霞が関）

意見述べた。聞問氏は「同協会（元船員や遺族に聞き取りを行わず、有識者会議の報告だけで不支給の決定を下した」と指摘。14年に元船員の函を調査した結果、広島島の爆心地から1・6キロの被ばく線量に相当する300ミリシーベルトを検出したことから「被ばくと健康被害の因果関係はある」と述べた。参与からは「長い間被ばくの影響に苦しんだ元船員や遺族への労災支給を認めるべきだ」などの意見も出たが、審査会委員からは特段の質問や意見はなかった。

（小笠原舞香）

ビキニ被災に保険認めよ

厚労省 公開審理



被ばく漁船員の審査請求で行われた公開審理。こちら向き左側は、請求者代理人ら＝16日、厚生労働省

医師・代理人ら訴え

2019.5.17
本報

高知県と宮城県の元マクロ漁船員と遺族が、米国が1954年にビキニ海域で行った核実験で被ばくし、がんなどを発症したことを訴えているのは、高知県の10人と宮城県の1人の計11人。201

6年2月、全国健康保険協会船員保険部に労災認定を申請しましたが、全員不支給となりました。決定を不服として18年9月、厚生労働省社会保険審査会に再審査請求を行いました。公開審理では、代理人が申請者の状況と要望などを代弁しました。

代表代理人の関根元(きま・はじめ)医師が、不支給決定の根拠となった厚労省有識者会議の報告書の問題点を詳しく述べ、その不当性を明らかにしました。代理人の一人、南拓人弁護士は「消滅時効」について、2014年に厚労省が関係資料を開示するまで被災者が権利を行使することは困難だったことを指摘しました。審査員から意見を求

められた参加からは、「国家賠償ということであれば分かるが、労災での救済には疑問」という意見が出された。一方、「人道的立場で請求は認められるべきだ」「保険者が請求人から意見聴取をしていなかったことは疑問」などの意見が表明されました。

米国が太平洋マージナル諸島で行った6回の水爆実験の総威力は、広島原爆の3220倍にもなります。汚染された船は第五福竜丸を含め、1000隻にのぼりました。日米政府は、第五福竜丸に見舞金をだしただけで、被災した他の船員らに対する救済は行わずに政治決着させました。日本政府は厚生省(当時)の記録から船員の被災記録を削除し、被災船員らが救済を訴える道を事実上、閉ざしてきました。

2019.5.17 赤旗

ビキニ被災医師意見書から

2019.5.17
森田

ビキニ水爆実験で被災した第五福竜丸乗組員の健康問題にかかわってきた間間元（ききま・はじめ）医師は、申請者についての医師意見書を厚生労働省社会保険審査会に提出しました。内科臨床医として、原爆被爆者の診療や原爆症認定申請に携わってきた同氏が出した意見書をもとに、申請者の被ばく状況や疾病と被ばくとの因果関係などについて見ると。

○平林庄一さん（1933年生まれ） 平林さんは、マグロ漁 放射性降下物の混じった船第八順光丸に甲板員として乗船。4月26日と5月5日の2回、核実験に

米国は、当時国連信託統治下にあったマーシャル諸島エニウェトク環礁とビキニ環礁を核実験場として接收し、1954年2月28日（日本時間3月1日）から5月13日までキャッスル作戦と称さるる6回の水爆実験を実施しました。

船体の煙突から3万カウントの放射能が検出され、意見書は、「この時の被ばくが後年になり申請病名の前立腺（せん）が」の発病に相当程度関連したものと考えられる」と結論づけ、「業務上の傷病として認定されるべきである」と述べています。

マグロを食べたり、

業務上の疾病は明らか

○松下長次さん（1934年生まれ） 疾病として認定されるべきであると主張しています。

1954年2月3日から3月26日にかけて、マグロ漁船第十三光栄丸に

乗船。米国の核実験に遭い、被ばく。第十三光栄丸の船体や船員から相当量の放射能が検出され、漁獲物は廃棄されました。

松下さんは、後年、肝臓病を発症しました。意見書は、飲酒歴はあるが、ビキニ海域で全身被ばくした影響を無視、または過小評価することはできないと指摘。「被ばくの影響下で今日の肝硬変への進展につながっている可能性が否定できない」とことから、業務上の

疾病として認定されるべきだと述べています。

その後、除本さんは心臓病を発症。意見書は、業務上の疾病として認定されるべきだと述べています。